

# 組立保険

## 普通保険約款および特約条項

S9

### ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。早速、保険証券をお届けします。この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管ください。

ご不明な点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービス向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

### ご注意

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて  
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

- ◆このご契約には組立保険普通保険約款が適用されます。
- ◆このご契約には保険証券裏面添付の特約条項および特約条項適用規定による特約条項も適用されます。

### もくじ

- 組立保険普通保険約款…………… 1～5 ページ
- 特約条項適用規定…………… 6～7 ページ
- 特約条項…………… 8～26 ページ

### ●ご契約締結後における注意事項

保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款および特約条項をご確認ください。

### ●事故が起きた場合

事故が起きた場合、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店まで次の事項をお知らせください。

1. 証券番号
2. 事故が起きた日時・場所
3. 損害の程度
4. ご連絡先

## 損害保険ジャパン株式会社



# 組立保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約等において使用される用語の定義は、次のとおりとします。ただし、この保険契約に適用される特約等において、別途用語の定義がある場合は、その定義に従います。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
工事現場	保険証券記載の工事現場をいいます。
工事の目的物	保険証券記載の工事の目的物をいいます。
工事前仮設物	工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。
再調達価額	保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
自己負担額	保険証券記載の被保険者自己負担額をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した第2章第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当会社の定める書類(注)をいい、電子媒体によるものを含みます。 (注) 当会社の定める書類 付属する明細書等の書類を含みます。
保険の目的の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。 (注) 減価額 保険の目的が現在使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の目的の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の目的が現在使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の目的の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

## 第2章 補償条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この約款に従い、工事現場において、不測かつ突発的な次の①から⑩までに掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ① 組立作業の欠陥による事故
- ② 作業員、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故
- ③ 設計、材質または製作の欠陥による事故
- ④ 火災、破裂または爆発による事故
- ⑤ ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電氣的現象による事故
- ⑥ 盗難
- ⑦ 土地の沈下・隆起、土砂崩れ(注)または落石による事故
- ⑧ 暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象による事故

- ⑨ 航空機またはその一部の落下による事故
  - ⑩ ①から⑨までのほか、保険の目的に生じた組立事故
- (注) 土砂崩れ  
崖崩れ、地すべり、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

### 第2条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者もしくは被保険者(注1)または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② 風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらものの漏入。ただし、保険の目的または保険の目的を収容する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災(注2)または雹災によって破損したために前条の事故が生じた場合は、この規定を適用しません。
- (2) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(注3)に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
  - ② 暴動または騒擾(注4)
  - ③ 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
  - ④ 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊
  - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑥ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
  - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
  - ② 保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
  - ③ 保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗(注7)もしくは劣化
- (4) 当会社は、被保険者が保険の目的の工事に関する契約につき、完成期限もしくは納期の遅延または能力不足その他の債務不履行により損害賠償責任を負担することにより被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用に対しては、保険金を支払いません。
  - (注1) 保険契約者もしくは被保険者  
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下、同様とします。
  - (注2) 風災  
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。
  - (注3) 損害  
これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。
  - (注4) 暴動または騒擾  
群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準じる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生じる状態をいいます。
  - (注5) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。以下、同様とします。
  - (注6) 核燃料物質によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
  - (注7) 保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗  
さび、スケール等を含みます。

### 第3条 (保険の目的の範囲)

- (1) この約款にいう保険の目的は、工事現場における次の①から⑥までに掲げる物にかぎります。
  - ① 工事の目的物

- ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- ③ ①および②の工用仮設物
- ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具にかぎります。）
- ⑤ 工用材料および工用仮設材
- (2) (1)③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がない限り、保険の目的に含まれません。
- (3) 次の①から⑤までに掲げる物は、保険の目的に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工用仮設物（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工用機械・器具・工具ならびにこれらの部品
- ② 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
- ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
- ⑤ 原料または燃料その他これらに類する物

#### 第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかわる請負契約金額（注）とします。

（注） 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。

#### 第5条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が、第2章第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。
- (2) (1)の復旧費は、請負金額を構成する費目ごとの積算単価および数量によって計算した額を基礎として定めます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、請負金額に損料または償却費を計上した工用仮設材、工用仮設物、工用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の保険価額によって損害の額を定め、保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額を限度として(1)の損害の額に算入します。この場合において、損害が生じた保険の目的を復旧することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{復旧費} - \frac{\text{復旧によって保険の目的の価額が}}{\text{増加した場合は、その増加額}} = \text{損害の額}$$

- (4) 次の①から③までに掲げる費用は、復旧費に含まれないものとします。
- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部を構成すると認めた費用については、復旧費に含めるものとします。
- ② 模様替または改良による増加費用
- ③ 保険の目的の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- (5) 損害の生じた保険の目的につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(4)までの規定による損害の額から差し引いた額をもって損害の額とします。

#### （注） 増加額

保険の目的が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の目的の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の目的が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の目的の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

#### 第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2章第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、前条の規定による損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left( \text{前条の規定による損害の額} - \text{自己負担額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{保険金の額}$$

#### 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から自己負担額（注）を差し引いた額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から第2章第1条（保険金を支払う場合）の損害に対する保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から同条の損害に対する保険金または共済金が支払われた場合  
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\left( \text{第5条の規定による損害の額} - \text{自己負担額} \right) - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の額} = \text{保険金の額}$$

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等から第2章第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して支払われるべき保険金または共済金の額が、再調達価額から使用による減価を差し引いた額を基準として算出されるときは、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。ただし、前条の規定により算出された保険金の額を限度とします。

$$\left( \text{第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額} - \text{自己負担額} \right) - \text{他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額} = \text{保険金の額}$$

（注） 自己負担額

他の保険契約等に、この保険契約の自己負担額より低いものがある場合は、これらの自己負担額のうち最も低い額とします。この条において以下同様とします。

## 第3章 基本条項

#### 第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時（注1）に始まります。ただし、保険期間が始まった後でも、工用材料および工用仮設材についての当会社の保険責任は、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後12時（注2）に終わります。ただし、保険期間中であっても、当会社の保険責任は、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時とします。以下同様とします。）をもって終わります。この場合において、引渡前に保険の目的が操業を開始したときは、当会社の保険責任は、その時をもって終わります。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1） 初日の午前0時
- （注2） 末日の午後12時
- 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

#### 第2条（保険期間の延長）

- (1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間後となること明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき承認の請求をすることができます。
- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、延長後の保険料と延長前の保険料との差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 当会社が(2)の追加保険料を請求する場合には、当会社は、延長前の保険期間の終期から追加保険料領収までの間に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対して、保険金を支払いません。

#### 第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知ら

なかった場合（注）

- ③ 保険契約者または被保険者が、第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合
  - (4) (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。
  - (5) (2)の規定による解除が第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した後に行われた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。この規定は、第3章第9条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。
  - (6) (5)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (注) (2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合  
当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第4条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この規定を適用しません。
    - ① 保険証券記載の工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
    - ② 保険の目的の設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
    - ③ ①および②のほか、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。ただし、他の保険契約等に関する事実は除きます。
  - (2) (1)の事実がある場合（注）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
  - (4) (1)の手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは、この規定を適用しません。
  - (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (注) (1)の事実がある場合  
(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。

#### 第5条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第6条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第7条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第8条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社とのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
  - (3) (1)または(2)の規定による解除が第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第3章第9条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
  - (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①および②の損害については適用しません。
    - ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
    - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害(注1) 反社会的勢力  
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。  
(注2) この保険契約  
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

#### 第9条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第10条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当社は、下表およびこの保険契約に適用される特約の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3章第3条（告知義務）③(3)の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第3章第4条（通知義務）(1)の承認をする場合	
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりず。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第3章第4条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については、この規定を適用しませ

ん。  
 (4) (1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料額取前に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

**第11条（保険料の返還－無効の場合）**

第3章第5条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

**第12条（保険料の返還－取消しの場合）**

第3章第6条（保険契約の取消し）の規定により保険契約が取消しとなる場合は、当社は、保険料を返還しません。

**第13条（保険料の返還－解除の場合）**

この保険契約が解除となる場合は、当社は、下表およびこの保険契約に適用される特約の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第3章第3条（告知義務）(2)、第3章第4条（通知義務）(2)、第3章第8条（重大事由による解除）(1)、第3章第10条（保険料の返還）は請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)または第3章第14条（保険の目的の調査および事故の予防）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還します。
② 第3章第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

**第14条（保険の目的の調査および事故の予防）**

- (1) 当社は、いつでも保険の目的または工事現場を調査することができます。
- (2) (1)の調査の際、事故発生のおそれが大であると認められた場合は、当社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって適切な措置をとることを請求することができます。
- (3) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者が、相当な理由なく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者が、相当な理由なく(2)の請求に応じなかった場合は、当社は、これに応じていれば発生および拡大が防止できたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) (3)の規定は、(3)の調査の拒否の事実があった時の翌日から起算して1か月を経過した場合は適用しません。

**第15条（損害発生後の措置）**

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
  - (2) 保険の目的について損害が生じた場合は、当社は、保険の目的または工事現場を調査することができます。
  - (3) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者は、(2)の調査前に、損害の発生および拡大の防止に必要な限度を超えて損害を修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った後、当社が7日以内に調査を行わない場合はこの規定を適用しません。
  - (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)もしくは(3)の規定に違反した場合または(2)の調査を妨害した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 内容  
 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

**第16条（損害防止義務および損害防止費用）**

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者が故意または重大な過失によって(1)の義務を履行しなかった場合は、当社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2章第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（自己負担額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当社は、その費用を第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。

**第17条（代 位）**

- (1) 保険の目的に損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。
    - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
    - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
  - (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
  - (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権  
 当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下同様とします。

**第18条（保険金の請求）**

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使すことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の①から③までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 損害見積書
  - ③ その他当社が第3章第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なることの記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

**第19条（時 効）**

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

**第20条（保険金の支払時期）**

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 損害を受けた工事の目的物もしくは損害発生の事由が他の事例に鑑み特殊である場合または多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 180日

(3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

（注1） 請求完了日

被保険者が第3章第18条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第21条（保険金額の復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

#### 第22条（残存物）

当会社が第2章第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合でも、保険の目的の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

#### 第23条（保険の目的の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の目的を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の目的の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の目的の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、(2)の権利および義務は、保険の目的が譲渡された時に保険の目的の譲受人に移転します。

#### 第24条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第25条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 特約条項適用規定

この保険契約には保険証券裏面に添付の特約条項の他下記「保険証券面の表示等（カタカナ表記を含みます。）」に該当する特約条項が適用されます。

### 組立保険

保険証券面の表示等	適用される特約条項		
	特約条項の番号	特約条項の名称	掲載頁
○特約条項欄に「設計・材質・製作の欠陥不担保(1)」の記載がある場合	01	設計、材質または製作の欠陥不担保特約条項(1)	8頁
○特約条項欄に「解体工事担保」の記載がある場合	03	解体工事危険担保特約条項	8頁
○特約条項欄に「残存物の解体・取片付担保」の記載がある場合	05	残存物の解体および取片付費用担保特約条項	8頁
○特約条項欄に「特別費用担保」の記載がある場合	06	特別費用担保特約条項	8頁
○特約条項欄に「工場構内の製作・組立危険担保」の記載がある場合	07	工場構内における製作・組立危険担保に関する特約条項	8頁
○特約条項欄に「試運転中地震火災不担保」の記載がある場合	08	試運転期間中の地震火災危険不担保特約条項	8頁
○特約条項欄に「責任の終期（一般）」の記載がある場合	09	責任の終期に関する特約条項（一般）	9頁
○特約条項欄に「責任の終期（試運転不担保）」の記載がある場合	10	責任の終期に関する特約条項（試運転不担保）	9頁
○特約条項欄に「地震危険担保」の記載がある場合	17	地震危険担保特約条項	9頁
○特約条項欄に「損害賠償責任担保」の記載がある場合	20	損害賠償責任担保特約条項	9頁
○損害賠償責任担保特約条項を付帯する契約のうち、構内所在物件に関する特約条項を付帯しない場合	20-1	損害賠償責任担保特約条項に関する覚書(1)	11頁
○損害賠償責任担保特約条項を付帯する契約のうち、構内所在物件に関する特約条項を付帯する場合	20-2	損害賠償責任担保特約条項に関する覚書(2)	12頁
○特約条項欄に「構内所在物件（一般）」の記載がある場合	21	構内所在物件に関する特約条項（一般）	12頁
○特約条項欄の「縮小てん補」の記載がある場合	22	縮小てん補特約条項	12頁
○特約条項欄に「仮設物」の記載がある場合	23	仮設物に関する特約条項	12頁
○特約条項欄に「構内所在物件（外装工事等）」の記載がある場合	24	構内所在物件に関する特約条項（建物内・外装工事またはビル付帯設備工事）	13頁
○特約条項欄に「被保険者に関する特約(2)」の記載がある場合	25	被保険者に関する特約条項(2)	13頁
○特約条項欄に「工用機械・工用仮設備」の記載がある場合	26	工用機械、工用仮設備に関する特約条項	13頁
○特約条項欄に「土木工事」の記載がある場合	27	土木工事に関する特約条項	14頁
○特約条項欄に「荷卸危険担保」の記載がある場合	28	荷卸危険担保特約条項	14頁
○特約条項欄に「保険金額(1)」の記載がある場合	29	保険金額に関する特約条項(1)	14頁
○特約条項欄に「保険金額(2)」の記載がある場合	30	保険金額に関する特約条項(2)	14頁
○特約条項欄に「地震損害縮小てん補」の記載がある場合	31	地震損害縮小てん補特約条項	14頁
○特約条項欄に「古品機械（試運転不担保）」の記載がある場合	32	古品機械に関する特約条項（試運転不担保）	15頁
○特約条項欄に「古品機械（試運転担保）」の記載がある場合	33	古品機械に関する特約条項（試運転担保）	15頁
○特約条項欄に「メンテナンス期間（ビジット）」の記載がある場合	34	メンテナンス期間に関する特約条項（ビジット・メンテナンス）	15頁
○特約条項欄に「メンテナンス期間（エクステンデッド）」の記載がある場合	35	メンテナンス期間に関する特約条項（エクステンデッド・メンテナンス）	16頁
○特約条項欄に「メンテナンス期間（フル）」の記載がある場合	36	メンテナンス期間に関する特約条項（フル・メンテナンス）	16頁
○特約条項欄に「航空貨物運賃担保」の記載がある場合	37	航空貨物運賃担保特約条項	17頁
○特約条項欄に「クリーニング」の記載がある場合	40	クリーニング作業に関する特約条項	17頁
○特約条項欄に「港湾・海岸工事」の記載がある場合	41	港湾・海岸工事に関する特約条項	17頁

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 特 約 条 項		
	特約条項 の 番 号	特 約 条 項 の 名 称	掲 載 頁
○特約条項欄に「特定台風不担保」の記載がある場合	42	特定台風危険不担保特約条項	17頁
○特約条項欄に「リフォーム工事・設備工事総合」の記載がある場合	45	リフォーム工事・設備工事総合保険特約条項	17頁
○特約条項欄に「保険料の確定に関する特約」の記載がある場合	64	保険料の確定に関する特約条項	21頁
○特約条項欄に「被保険者に関する特約(1)」の記載がある場合	65	被保険者に関する特約条項(1)	21頁
○特約条項欄に「テロ危険等不担保特約」または「テロキケントウフタンポ」の記載がある場合	67	テロ危険等不担保特約条項	22頁
○特約条項欄に「サイバー攻撃等不担保」の記載がある場合	CY	サイバー攻撃等不担保特約条項	22頁
○特約条項欄に「総括」の記載がある場合	69	総括契約に関する特約条項	22頁
○特約条項欄に「復旧費単価上昇担保特約」の記載がある場合	70	復旧費単価上昇担保特約条項	23頁
○特約条項欄に「求償権不行使特約」の記載がある場合	71	求償権不行使に関する特約条項	23頁
○特約条項欄に「共同保険特約」の記載がある場合		共同保険に関する特約条項	23頁
○特約条項欄に「保険料分割払特約（大口）」の記載がある場合		保険料分割払特約条項（大口）	24頁
○特約条項欄に「保険料分割払特約（一般）」の記載がある場合		保険料分割払特約条項（一般）	25頁
○特約条項欄に「初回保険料口座振替特約」の記載がある場合		初回保険料の口座振替に関する特約条項	26頁

# 特 約 条 項

## 01 設計、材質または製作の欠陥不担保特約条項(1)

### 第1条 (保険金を支払わない場合)

当社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第2章第1条（保険金を支払う場合）③の規定にかかわらず、保険の目的の設計、材質または製作の欠陥による事故によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 03 解体工事危険担保特約条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約条項に従い、保険証券記載の解体工事現場において、保険の目的の解体工事中に不測かつ突発的な事故により、保険の目的につき生じた損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条 (保険の目的の範囲)

この特約条項における保険の目的は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物とします。

- ① 解体工事の目的物のうち再組立または再使用される古品の機械、機械設備または装置（以下「古品機械」といいます。）
- ② 解体工事に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- ③ ①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設備
- ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具にかぎります。以下同様とします。）

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる保険金を支払わない損害のほか、解体工事着手前に既に古品機械に存在していた欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食に起因して、その古品機械に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条 (保険責任の始期および終期)

この特約条項における当会社の保険責任は、保険の目的の解体工事に着手した時に始まり、輸送用具への積込を開始した時に終了します。ただし、同一構内での移設工事の場合は、再組立工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時に終了します。

### 第5条 (保険金額)

この特約条項が付帯された保険契約における保険金額は、普通約款第2章第4条（保険金額）の規定にかかわらず、次の①または②により定めます。

- ① 普通約款第2章第4条に規定する請負金額に第2条（保険の目的の範囲）に規定する保険の目的の金額が含まれている場合  
普通約款第2章第4条に規定する請負金額の額
  - ② 普通約款第2章第4条に規定する請負金額に第2条に規定する保険の目的の金額が含まれていない場合  
普通約款第2章第4条に規定する請負金額の額に、新調達価額（注）の額を加算した額
- (注) 新調達価額  
第2条に規定する保険の目的と同種、同能力の新規の機械、機械設備もしくは装置、仮工事、工事用仮設備または工事用仮設建物もしくはこれに収容されている什器・備品を再築・再取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。

### 第6条 (損害の額の算定)

- (1) この特約条項における損害の額は、損害を受けた保険の目的を再組立または再使用するために必要な状態に復旧するために要する費用とします。
- (2) (1)の費用が、損害発生の際における保険の目的の新調達価額から使用による減価を差し引いた価額を超える場合は、その額をもって損害の額とします。
- (3) (1)および(2)において、事故の発生によって支出を免れた費用がある場合は、これを差し引きます。

### 第7条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 05 残存物の解体および取片付費用担保特約条項

### 第1条 (損害の額の算定)

当社は、この特約条項に従い、保険の目的である工事の目的物の残存物の解体および取片付費用を保険証券記載の保険金額を限度として、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(1)に規定する損害の額に算入します。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 06 特別費用担保特約条項

### 第1条 (損害の額の算定)

当社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を同条(1)に規定する復旧費に算入します。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 07 工場構内における製作・組立危険担保に関する特約条項

### 第1条 (読み替え)

当社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の「工事現場」を「工場構内」と、「請負契約金額」または「請負金額」を「工場出荷時の価額」とそれぞれ読み替えます。

### 第2条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(5)の規定により当会社が保険金を支払わない保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用には、保険の目的により行われる切断、穿孔、研磨、溶接等の作業または加工の作業中、その作業の誤りにより、保険の目的に欠陥が生じた場合に、それらの欠陥を除去するための費用が含まれるものとします。
- (2) 当社は、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）③の規定にかかわらず、発注者またはコンサルティングエンジニアより提供された材料・部品または指定された設計の欠陥に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条 (保険の目的の範囲)

この特約条項における保険の目的は、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の工事の目的物および工事用材料にかぎります。

### 第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険の目的のうち在庫品については、その工事の目的物の工事用材料として確定した時に始まります。
- (2) 当会社の保険責任は、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、保険期間中であっても、保険の目的の輸送用具への積込み作業を開始したときに終わります。

### 第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 08 試運転期間中の地震火災危険不担保特約条項

### 第1条 (保険金を支払わない場合)

当社は、この特約条項に従い、地震危険担保特約条項（以下「地震特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、試運転に関する特約条項（B）（以下「試運転特約」といいます。）第1条（当会社の支払責任および試運転開始日）(3)に規定する試運転開始日以降の期間において、保険の目的について生じた火災・破裂および爆発による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、組立保険普通保険約款、地震特約および試運転特約の規定を準用します。

## 09 責任の終期に関する特約条項（一般）

### 第1条（保険責任の終期）

当会社の保険責任は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、同条(2)に定める保険責任の終期または試運転開始の日から保険証券記載の試運転期間を経過した日のいずれか早い時をもって終了します。

### 第2条（個別適用）

保険の目的の装置または設備ごとに試運転が行われる場合は、その装置または設備ごとに前条の規定を適用します。

### 第3条（試運転開始の日）

第1条（保険責任の終期）の試運転開始の日は、原料投入または負荷試験開始の日とします。

### 第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 10 責任の終期に関する特約条項（試運転不担保）

### 第1条（保険責任の終期）

当会社の保険責任は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、原料投入もしくは負荷試験開始の時または同条(2)に定める保険責任の終期のいずれか早い時をもって終了します。

### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 17 地震危険担保特約条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）(2)⑤の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）に起因する事故によって、保険の目的に生じた損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、地震等の際における保険の目的の紛失または盗難の損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（普通約款に掲げる費用との関係）

この特約条項においては、普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）に掲げる損害防止費用に関する規定は、適用しません。

### 第4条（2以上の地震の取扱い）

普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の適用について、保険期間中の連続する72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の事故とみなします。

### 第5条（支払限度額）

当会社が、この特約条項により支払う保険金の額は、1回の事故につき、かつ保険期間中を通じて、保険証券記載の額（保険証券に記載の第三者の場合は保険金額とします。）を限度とします。

### 第6条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、被保険者が普通約款第3章第18条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払

うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑥までの事項の確認のための調査 365日
  - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
  - ⑥ 損害を受けた工事の目的物もしくは損害発生の事由が他の事例に鑑み特殊である場合または多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 180日
- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
  - (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

### 第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 20 損害賠償責任担保特約条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）における組立工事（この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的から除外された工事を含みません。以下同様とします。）に起因する偶然な事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であることを問わず、被保険者が次の①から⑩までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
- ④ 被保険者またはその下請負人の使用人が、その被保険者の組立工事（下請工事を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のア. からウ. までのいずれかに該当する事故に起因する他人の財物の損壊について負担する賠償責任  
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊  
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊  
ウ. 地下水の増減
- ⑥ 航空機、船舶または自動車の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ⑦ 保険の目的の引渡し後にその組立工事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、工事現

場に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は組立工事の結果とはみなしません。)

- ⑧ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑨ 排水または排気(煙を含みます。以下同様とします。)に起因する賠償責任。ただし、急激かつ突発的な事故による排水または排気に起因する場合は除きます。
- ⑩ 組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第2条(保険金を支払わない場合)(2)に掲げる事由に起因する賠償責任
- ⑪ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任および石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

### 第3条(損害の範囲および責任限度)

- (1) 当社が保険金を支払う損害の範囲は、次の①および②に掲げるものにかぎります。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者(事故により、身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。以下同様とします。)に対し負担する損害賠償金(損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。)。ただし、損害賠償請求権者の財物損壊についての損害賠償金は財物の復旧に要する費用についての損害賠償金とします。
  - ② 損害賠償に関する訴訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (2) 当社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、当社が支払うべき保険金の額は、(1)①の損害賠償金の額および(1)②の費用の額の合計額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

### 第4条(財物損壊の場合の責任限度)

前条(3)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者の財物損壊について当社が支払うべき保険金の額は、前条(1)①の損害賠償金の額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

### 第5条(建設用工作車について他の保険契約等がある場合)

- (1) 工事現場内における次の①から⑥までに掲げた建設用工作車(以下「建設用工作車」といいます。)、第2条(保険金を支払わない場合)⑥にいう自動車とはみなしません。
  - ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリアオール)、ロードローラー、除雪用スノーブロー
  - ② パワーショベル、ドラグイン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープコンベヤー、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローダー
  - ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベアー、発電機自動車
  - ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
  - ⑤ ①から④までに掲げるものを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター
  - ⑥ ターナロッカー
  - ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
- ⑧ その他①から⑦までに掲げるものに類するもの。ただしダンプカーを含みません。
- (2) 当社は、普通約款第2章第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、(1)に掲げた建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。)の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを保険金として支払います。
- (3) 当社は、(2)に規定する自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき金額の合計額または保険証券記載の被保険者自己負担額のいずれか大きい金額を差し引いて、第3条(損害の範囲および責任限度)(3)および前条の規定を適用します。

### 第6条(事故の発生)

保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項をただちに電話または電信によるほか、書面で当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時および場所、被害者の住所、氏名、年齢および職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者があるときは、その住所および氏名 イ. 損害賠償の請求(注)を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
② 被保険者が他人に対して、損害賠償の請求(注)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大を防止するため自己の費用で必要な措置を講ずること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求(注)の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求(注)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく書面により当社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

### 第7条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の①および②の時から発生し、これを行使用することができるものとします。
  - ① 第3条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
  - ② 第3条(1)②の費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金請求書
  - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
  - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
  - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤ その他当社が普通約款第3章第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なることを記載しもしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造

した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第8条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注) 損害賠償請求権その他の債権

当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

#### 第9条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第3条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第3条(損害の範囲および責任限度)(1)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第10条 (普通約款の読み替え)

この特約条項については、下表の「読み替え前の規定」を「読み替え後の規定」とおり読み替えて普通約款を適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 普通約款第3章第3条(告知義務)(3)③中「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に」	「事故が生じる前に」
② 普通約款第3章第3条(5)中「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した後に」	「事故が生じた後に」
③ 普通約款第3章第4条(通知義務)(4)中「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害」	「事故による損害」
④ 普通約款第3章第8条(重大事由による解除)(3)中「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後に」	「事故の発生した後に」

⑤ 普通約款第3章第8条(3)中「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害」	「事故による損害」
⑥ 普通約款第3章第10条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)および(4)中「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害」	
⑦ 普通約款第3章第20条(保険金の支払時期)(1)③	「③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係」
⑧ 普通約款第3章第20条(2)⑤	「⑥ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 180日」

#### 第11条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 20-1 損害賠償責任担保特約条項に関する覚書(1)

### 第1条 (保険金を支払わない場合)

当社は、この覚書により、損害賠償責任担保特約条項(以下「賠償特約」といいます。)

第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険証券記載の工事現場の属する構内に所在する発注者または保険証券記載の被保険者の所有、使用または管理する建物、構築物、機械設備および什器・備品の滅失、損傷または汚損につき被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条 (対象工事)

賠償特約第1条(保険金を支払う場合)の組立工事とはこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の工事(以下「対象工事」といい、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的から除外された工事を含みません。以下同様とします。)および対象工事に付随して行われる解体工事、撤去工事をいいます。

### 第3条 (被保険者)

(1) 賠償特約第2条(保険金を支払わない場合)④にいう「被保険者またはその下請負人の使用人」とは、次の①から④までの者をいいます。

① 保険証券記載の被保険者

② 被保険者の下請負人

③ ①または②の使用人

④ 保険証券記載の工事の発注者

(2) 賠償特約およびその他の賠償特約に付帯される他の特約条項の規定は、発注者グループに属する被保険者(①④の者をいいます。)および請負業者グループに属する被保険者(①①から③の者をいいます。)について、各グループ間において別個にこれを適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

### 第4条 (保険責任の始期)

対象工事に付随して解体工事、撤去工事が行われる場合において、この特約条項における当社の保険責任は、組立保険普通約款(以下「普通約款」といいます。)第3章第1条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、これらの工事を開始したまたは工事現場において輸送用具よりのこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の荷卸しが完了した時のいずれか早い時に始まります。

### 第5条 (保険金の請求手続)

当社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求を取りまとめて行うものとします。

### 第6条 (求償権の不行使)

当社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当社はその損害に対して保険金を支払うことにより代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失に

よって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

#### 第7条 (準用規定)

この覚書に定めのない事項については、この覚書の趣旨に反しないかぎり、普通約款および賠償特約の規定を準用します。

## 20-2 損害賠償責任担保特約条項に関する覚書(2)

#### 第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この覚書により、損害賠償責任担保特約条項（以下「賠償特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約条項が付帯されている組立保険契約に「構内所在物件に関する特約条項」（以下「構内所在物件特約」といいます。）が付帯されている場合、構内所在物件特約で保険金が支払われる損害につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条 (対象工事)

賠償特約第1条（保険金を支払う場合）の組立工事とはこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の工事（以下「対象工事」といい、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的から除外された工事を含みません。以下同様とします。）および対象工事に付随して行われる解体工事、撤去工事をいいます。

#### 第3条 (被保険者)

- 賠償特約第2条（保険金を支払わない場合）④にいう「被保険者またはその下請負人の使用人」とは、次の①から④までの者をいいます。
  - 保険証券記載の被保険者
  - 被保険者の下請負人
  - ①または②の使用人
  - 保険証券記載の工事の発注者
- 賠償特約およびその他の賠償特約に付帯される他の特約条項の規定は、発注者グループに属する被保険者（①④の者をいいます。）および請負業者グループに属する被保険者（①①から③の者をいいます。）について、各グループ間において別個にこれを適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

#### 第4条 (保険責任の始期)

対象工事に付随して解体工事、撤去工事が行われる場合において、この特約条項における当会社の保険責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送用具よりこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の荷卸しが完了した時のいずれか早い時に始まります。

#### 第5条 (保険金の請求手続)

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求を取りまとめて行うものとします。

#### 第6条 (求償権の不行使)

当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

#### 第7条 (準用規定)

この覚書に定めのない事項については、この覚書の趣旨に反しないかぎり、普通約款および賠償特約の規定を準用します。

## 21 構内所在物件に関する特約条項（一般）

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約条項に従い、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）におけるこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の工事（以下「対象工事」といい、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的から除外された工事を含みません。以下同様とします。）または対象工事に付随して行われる解体工事、撤去工事に起因して、工事現場の属する構内（以下「構内」といいます。）に所在する発注者または保険証券記載の被保険者の所有、使用または管理する建物、構築物、機械設備および什器・備品（以下「所在物件」といいます。）に生じた損害に対して、保険金を支払います。

#### 第2条 (構内所在物件の範囲)

次の①から③までに掲げる物は所在物件に含まないとします。ただし、次の①から③までに規定する工事の目的物の一部または全部が引渡された場合、その部分は引渡された時から所在物件に含まれるものとします。

- 対象工事の目的物およびこれを完成するために使用される物

- 対象工事に付随して行われる解体工事、撤去工事の目的物およびこれらの工事に使用される物
- 対象工事から除外された工事および構内で行われる他の工事ならびにこれらの工事に使用される物

#### 第3条 (保険責任の始期および終期)

対象工事に付随して解体工事、撤去工事が行われる場合において、この特約条項における当会社の保険責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送用具からこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の荷卸しが完了した時のいずれか早い時に始まります。

#### 第4条 (損害の額の算定)

- 当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）により計算された復旧に要する費用が所在物件の新調達価額（所在物件と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するために要する額をいいます。）から使用による減価を差し引いた価額を超過する場合は、その価額をもって損害の額とします。
- (1)の損害の額は損害を被った所在物件ごとに算出します。
- 当会社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度として、この特約条項の損害の額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額を保険金として支払います。

#### 第5条 (保険金の請求手続)

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求を取りまとめて行うものとします。

#### 第6条 (求償権の不行使)

当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

#### 第7条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 22 縮小てん補特約条項

#### 第1条 (保険金の支払額)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第6条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定によって算定した保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額を保険金として支払います。

#### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 23 仮設物に関する特約条項

#### 第1条 (損害の額の算定)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(3)の規定にかかわらず、請負金額に損料または償却費を計上した工事前仮設材、工事前仮設物、工事前仮設建物およびこれに収容されている什器・備品については、これらの物の保険価額によって損害の額を定め、保険証券記載の保険金額を限度として同条(1)の損害の額に算入します。この場合において、損害が生じた保険の目的を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

復旧費 - 復旧によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額（注） = 損害の額

（注） 増加額

保険の目的が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の目的の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の目的が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の目的の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

#### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 24 構内所在物件に関する特約条項 (建物内・外装工事またはビル付帯設備工事)

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約条項に従い、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）におけるこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の工事（以下「対象工事」といいます。）、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的から除外された工事を含みません。以下同様とします。）または対象工事に付随して行われる解体工事、撤去工事に起因して、工事現場の属する構内（以下「構内」といいます。）に所在する発注者または保険証券記載の被保険者の所有、使用または管理する建物、構築物、機械設備、什器・備品、家財、商品・製品およびその他の財物（以下「所在物件」といいます。）に生じた損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条 (構内所在物件の範囲)

次の①から③までに掲げる物は所在物件に含まないものとします。ただし、次の①から③までに規定する工事の目的物の一部または全部が引渡された場合、その部分は引渡された時から所在物件に含まれるものとします。

- ① 対象工事の目的物およびこれを使用するために使用される物
- ② 対象工事に付随して行われる解体工事、撤去工事に使用される物
- ③ 対象工事から除外された工事および構内で行われる他の工事ならびにこれらの工事に使用される物

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は次の①から④までのいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車またはその他の車両
- ② 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券およびその他これらに類する物
- ③ 動植物
- ④ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物

(2) 当会社は、次の①または②の事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 冷凍（冷蔵・保冷）装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化または湿度変化
- ② 盗難、紛失、詐欺または横領

### 第4条 (保険責任の始期)

対象工事に付随して解体工事、撤去工事が行われる場合において、この特約条項における当会社の保険責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送用具からこの特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的の荷卸しが完了した時のいずれか早い時に始まり、

### 第5条 (損害の額の算定)

(1) 当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）により計算された復旧に要する費用が所在物件の新調価額（所在物件と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものに再築または再取得するために要する額をいいます。）から使用による減価を差し引いた価額を超す場合は、その価額をもって損害の額とします。

(2) (1)の損害の額は損害を被った所在物件ごとに算出します。

(3) 当会社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度として、この特約条項の損害の額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額を保険金として支払います。

### 第6条 (保険金の請求手続)

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

### 第7条 (求償権の不行使)

当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

### 第8条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 25 被保険者に関する特約条項(2)

### 第1条 (被保険者の範囲)

この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる保険証券記載の工事関係者をいいます。

### 第2条 (保険金の請求手続)

当社が前条の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

### 第3条 (求償権の不行使)

当社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

### 第4条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、組立保険普通保険約款の規定を準用します。

## 26 工用機械、工用仮設備に関する特約条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第3条（保険の目的の範囲）(3)①の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故によって、保険証券添付の工用機械・工用仮設備明細書（以下「明細書」といいます。）に記載された工用機械、工用仮設備（以下「機械・設備」といいます。）に生じた損害に対して保険金を支払います。

### 第2条 (保険金額)

(1) この特約条項の保険金額は、普通約款第2章第4条（保険金額）の規定にかかわらず、保険の目的と同種、同能力の新規の機械・設備の価額（輸送費、組立費および必要があれば関税を含みます。以下「新調価額」といいます。）とします。

(2) (1)の保険金額は、保険の目的の機械・設備ごとに定めるものとします。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる保険金を支払わない損害のほか、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対して保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始前に、既に保険の目的に存在し、かつ保険契約者、被保険者または工事現場責任者が知っていた欠陥に起因する損害
- ② 保険の目的の電気的および機械的事故に起因してその機械・設備に直接生じた損害
- ③ タイヤ（チューブを含みます。）、ベルト、ワイヤロープ、チェーンおよびその他の消耗品に生じた損害。ただし、同一事故により保険の目的の他の部分と同時に被った損害についてはこの規定を適用しません。

### 第4条 (損害の額の算定)

(1) 当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)および(4)により計算された損害の額が保険の目的の新調価額から使用による減価および残存物の価額を差し引いた価額を超える場合は、その価額をもって損害の額とします。

(2) (1)の損害の額は、1個の保険金額が定められた保険の目的の機械・設備ごとに算出します。

### 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)および(4)ならびに前条により計算された損害の額から、明細書記載の被保険者自己負担額を差し引いた額を保険金として支払います。

(2) 当会社は、第2条（保険金額）の規定による保険金額（以下「保険金額」といいます。）が新調価額より低い場合は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$(1) \text{の規定による保険金額の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{新調価額}}$$

### 第6条 (支払限度額)

普通約款第3章第21条（保険金額の復元）の規定にかかわらず、当社がこの特約条項により支払う保険金の額は、保険の目的の機械・設備ごとに、通算して、保険金額をもって限度とします。

## 第7条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 27 土木工事に関する特約条項

### 第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、保険の目的である土木工事について生じた次の①から⑳までのいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、代替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事の他の部分について生じた損害についてはこの規定を適用しません。
- ② 寒気、霜、氷または雪災によって生じた損害
- ③ 鋼矢板、H形鋼、鋼管、P C杭、ケーシングまたはこれらに類する物の打込みまたは引抜きの際にこれらに生じた曲損、破損、傾斜もしくは引抜き不能の損害
- ④ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- ⑤ 湧水（土砂水を含みます。）の止水または排出費用
- ⑥ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- ⑦ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ⑧ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ⑨ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物（以下「矢板等」といいます。）の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合はこの規定を適用しません。
- ⑩ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的位置の矯正に要する費用
- ⑪ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れについてはこの規定を適用しません。
- ⑫ 支保工建込み後に土圧によって生じた支保工、掛矢板その他これらに類する物の変形、歪み等の損害。ただし、落盤、切羽の崩壊等不測かつ突発的な事故により他の保険の目的と同時に損害が発生した場合はこの規定を適用しません。
- ⑬ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事（完成後引渡しを要する工事の目的物をいいます。）について生じた土砂崩壊についてはこの規定を適用しません。
- ⑭ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害（芝、樹木その他の植物について生じた損害を含みます。）
- ⑮ 芝、樹木その他の植物の枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）。ただし、火災によって枯死した場合はこの規定を適用しません。
- ⑯ 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池その他これらに類する物（以下「排水溝等」といいます。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、排水溝等に損壊が生じた場合はこの規定を適用しません。
- ⑰ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
- ⑱ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の目的に損害が生じた場合はこの規定を適用しません。
- ⑲ シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
- ⑳ シールド機械または推進管の推進不能の損害
- ㉑ 推進中の推進管の刃口について生じた損害
- ㉒ ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
- ㉓ ケーソンのひずみ矯正に要する費用
- ㉔ ケーソンの沈設不能の損害
- ㉕ 沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- ㉖ 保険証券記載の工事現場に設置された排水設備（排水ポンプ、モーター、排水ポンプからの配管等の排水設備をいいます。）の能力不足や故障によって生じた損害
- ㉗ 雨水、地下水の浮力に起因して保険の目的が浮き上がったことによる損害
- ㉘ 連続地中壁工法、場所打ち杭工法等の静水圧または安定液によって孔壁を保持する工法による掘削工事における孔壁の崩壊による損害

- ㉙ 河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害
- ㉚ 仮締切の越流による損害
- ㉛ タグボート、クレーン船もしくはフローティングクレーン等の船舶による輸送中もしくは曳船中またはクレーン等の荷役機械による保険の目的の吊り上げ中、保険の目的の最終据え付け現場への設置中もしくは荷卸中の保険の目的に生じた損害

### 第2条 (土木工事の定義)

この特約条項における土木工事とは、保険証券記載の工事に含まれる土木工事（建物の基礎工事を除きます。）をいい、これに付随する次の①から⑳までに掲げる仮工事を含みます。

- |        |         |           |
|--------|---------|-----------|
| ① 支保工  | ⑥ 土留工   | ⑩ 工事用軌道   |
| ② 型枠工  | ⑦ 締切工   | ⑪ 仮護岸     |
| ③ 支持枠工 | ⑧ 路面覆工  | ⑫ 仮排水路    |
| ④ 仮橋   | ⑨ 防護工   | ⑬ 土取場、土捨場 |
| ⑤ 仮橋   | ⑩ 工事用道路 |           |

### 第3条 (損害防止費用の取扱い)

普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用のうち、土木工事の損害に関して支出した費用については、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）の損害の額に含めないものとする。

### 第4条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 28 荷卸危険担保特約条項

### 第1条 (保険責任の始期)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険の目的についての当会社の保険責任は、工事現場において輸送用具からその保険の目的の荷卸作業を開始した時をもって始まるものとする。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 29 保険金額に関する特約条項(1)

### 第1条 (保険金額)

当会社は、この特約条項に従い、保険の目的の請負契約金額が確定するまでの期間においては、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に請負金額とあるのを、保険契約者または被保険者が見積った保険の目的を完成するために要する費用の合計額と読み替えます。

### 第2条 (保険金額の変更)

保険契約者または被保険者は、保険の目的の請負契約金額が確定した場合は、遅滞なく書面をもって、その旨を当会社に申し出て保険金額の変更につき、承認を請求しなければなりません。

### 第3条 (保険料の取扱い)

前条の承認をする場合は、当会社は、保険金額の変更額に基づいて計算した保険料を返還または請求します。

### 第4条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 30 保険金額に関する特約条項(2)

### 第1条 (保険金額)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に請負金額とあるのを、保険契約者または被保険者が見積った保険の目的を完成するために要する費用の合計額と読み替えます。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 31 地震損害縮小てん補特約条項

### 第1条 (保険金の支払額)

(1) 当社がこの保険契約に付帯された地震危険担保特約条項（以下「地震特約」といい、こ

の項において地震特約の支払限度額に関する規定は適用しません。) によって支払う保険金の額は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第6条(保険金の支払額)の規定によって算出した保険金の額に保険証券記載の約定でん補割合を乗じて得た額とします。

- (2) 地震特約によって支払う保険金について支払限度額が設定されている場合は、(1)の規定によって算出した保険金の額に対して支払限度額を適用するものとします。

#### 第2条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および地震特約の規定を準用します。

## 32 古品機械に関する特約条項(試運転不担保)

#### 第1条(保険金額)

この特約条項が付帯された保険契約における保険金額は、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第4条(保険金額)の規定にかかわらず、次の①または②により定めます。

- ① 普通約款第2章第4条に規定する請負金額に保険の目的である古品機械(注1)の金額が含まれている場合  
同条に規定する請負金額の額
  - ② 普通約款第2章第4条に規定する請負金額に保険の目的である古品機械の金額が含まれていない場合  
同条に規定する請負金額の額に新調達価額(注2)の額を加算した額
- (注1) 古品機械  
工事の目的物に含まれる古品の機械、機械設備または装置をいいます。以下同様とします。
- (注2) 新調達価額  
保険の目的である古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するために要する価額をいいます。以下同様とします。

#### 第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、保険証券記載の保険期間開始前に既に古品機械に存在していた欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食に起因して、その古品機械に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第3条(保険責任の終期)

古品機械についての当社の保険責任は、普通約款第3章第1条(保険責任の始期および終期)(2)の規定にかかわらず、試運転または負荷試験開始の時に終わります。

#### 第4条(古品機械の損害の額の限度)

- (1) 当社は、古品機械が完全に破壊された場合、または普通約款第2章第5条(損害の額の算定)により計算された復旧に要する費用が古品機械の新調達価額から使用による減価を差し引いた価額を超える場合は、その価額をもって古品機械の損害の額とします。
- (2) (1)の損害の額は、損害の生じた古品機械ごとに算出します。

#### 第5条(保険金の支払額の削減)

普通約款第2章第6条(保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、この保険契約の保険金額が第1条(保険金額)の規定による保険金額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、同条の規定による保険金額をもって限度とします。

$$\text{普通約款第2章第6条(1)の保険金の額} \times \frac{\text{この保険契約の保険金額}}{\text{第1条の規定による保険金額}}$$

#### 第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 33 古品機械に関する特約条項(試運転担保)

#### 第1条(保険金額)

この特約条項が付帯された保険契約における保険金額は、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第4条(保険金額)の規定にかかわらず、次の①または②により定めます。

- ① 普通約款第2章第4条に規定する請負金額に保険の目的である古品機械(注1)の金額が含まれている場合  
同条に規定する請負金額の額
- ② 普通約款第2章第4条に規定する請負金額に保険の目的である古品機械の金額が含ま

ていない場合

同条に規定する請負金額の額に新調達価額(注2)の額を加算した額

(注1) 古品機械

工事の目的物に含まれる古品の機械、機械設備または装置をいいます。以下同様とします。

(注2) 新調達価額

保険の目的である古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するために要する価額をいいます。以下同様とします。

#### 第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、保険証券記載の保険期間開始前に既に古品機械に存在していた欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食に起因して、その古品機械に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第3条(古品機械の損害の額の限度)

- (1) 当社は、古品機械が完全に破壊されたとき、または普通約款第2章第5条(損害の額の算定)により計算された復旧に要する費用が古品機械の新調達価額から使用による減価を差し引いた価額を超えるときは、その価額をもって古品機械の損害の額とします。
- (2) (1)の損害の額は、損害の生じた古品機械ごとに算出します。

#### 第4条(保険金の支払額の削減)

普通約款第2章第6条(保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、この保険契約の保険金額が第1条(保険金額)の規定による保険金額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、同条の規定による保険金額をもって限度とします。

$$\text{普通約款第2章第6条(1)の保険金の額} \times \frac{\text{この保険契約の保険金額}}{\text{第1条の規定による保険金額}}$$

#### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 34 メインテナンス期間に関する特約条項(ビジット・メインテナンス)

#### 第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第1条(保険金を支払う場合)および普通約款第3章第1条(保険責任の始期および終期)の規定にかかわらず、メインテナンス期間中に、被保険者(発注者を除きます。以下同様とします。)が工事の請負契約書に従って行う修補作業中に発生した、修補作業の拙劣または過失による不測かつ突発的な事故によって引渡し完了した保険の目的について生じた損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する「メインテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの日(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。)もしくは操業開始の日のいずれか早い時に始まり、保険証券記載のメインテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期の日(いずれか早い時に終わります)。

#### 第2条(引渡期日の延長)

- (1) 普通約款第3章第2条(保険期間の延長)(1)の規定にかかわらず、保険の目的物の引渡しの日が保険証券記載の引渡期日(以下「引渡期日」といいます。)後となる場合が明らかになった場合は、保険契約者は、その都度、引渡期日到来前、書面をもってその旨を当社に申し出て、引渡期日の延期および保険期間の延長につき承認の請求をしなければなりません。
- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、延長後の保険料と延長前の保険料の差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 普通約款第3章第2条(保険期間の延長)(3)の規定にかかわらず、当社が(2)の追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、延期前の引渡期日から追加保険料額収または延期後の引渡期日到来のいずれか早い時までの間に発生した事故によって、引渡期日が延期となる保険の目的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、個別引渡しの場合は、当社は、個別に引き渡される保険の目的ごとにこの規定を適用します。
- (4) 総括契約に関する特約条項が付帯される保険契約の場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、当社は、普通約款第2章第2条

(保険金を支払わない場合) およびこの保険契約に付帯された特約条項に定める保険金を支払わない損害のほか、被保険者が法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条 (被保険者自己負担額)

この特約条項にかかわる被保険者自己負担額は、損害の額の20%または保険証券記載の額のいずれか高い額とします。

#### 第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## 35 メンテナンス期間に関する特約条項 (エクステンデッド・メンテナンス)

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第1条(保険金を支払う場合)および普通約款第3章第1条(保険責任の始期および終期)の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次の①および②に掲げる事故によって引渡しの完了した保険の目的について生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者(発注者を除きます。以下同様とします。)が工事の請負契約書に従って行う修補作業中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故
- ② 引渡しの完了した保険の目的についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した組立作業(試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。)の欠陥による事故

(2) (1)に規定する「メンテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。)もしくは操業開始の時のいずれか早い時に始まり、保険証券記載のメンテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

#### 第2条 (引渡期日の延長)

(1) 普通約款第3章第2条(保険期間の延長)(1)の規定にかかわらず、保険の目的の引渡しの際が保険証券記載の引渡期日(以下「引渡期日」といいます。)後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、その都度、引渡期日到来前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、引渡期日の延期および保険期間の延長につき承認の請求をしなければなりません。

- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、延長後の保険料と延長前の保険料の差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 普通約款第3章第2条(保険期間の延長)(3)の規定にかかわらず、当社が(2)の追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、延期前の引渡期日から追加保険料領収または延期後の引渡期日到来のいずれか早い時までの間に発生した事故によって、引渡期日が延期となる保険の目的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、個別引渡しの場合は、当社は、個別に引き渡される保険の目的ごとにこの規定を適用します。
- (4) 総括契約に関する特約条項が付帯される保険契約の場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、当社は、普通約款第2章第2条(保険金を支払わない場合)およびこの保険契約に付帯された特約条項に定める保険金を支払わない損害のほか、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
  - ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった引渡しの完了した保険の目的の組立作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害
  - ③ 消耗、摩耗、腐食、侵食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害
- (2) 当社は、次の①または②の事由によって生じた損害(これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 暴風雨、高潮、洪水、<sup>SA</sup>氾濫、落雷、冷害、氷害、雪害またはこれらに類似的自然変象

#### 第4条 (被保険者自己負担額)

この特約条項にかかわる被保険者自己負担額は、損害の額の20%または保険証券記載の額のいずれか高い額とします。

#### 第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## 36 メンテナンス期間に関する特約条項 (フル・メンテナンス)

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第1条(保険金を支払う場合)および普通約款第3章第1条(保険責任の始期および終期)の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次の①から③までに掲げる事故によって引渡しの完了した保険の目的について生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者(発注者を除きます。以下同様とします。)が工事の請負契約書に従って行う修補作業中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故
  - ② 引渡しの完了した保険の目的についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した組立作業(試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。)の欠陥による事故
  - ③ 引渡しの完了した保険の目的の設計、材質または工場製作の欠陥による事故
- (2) (1)に規定する「メンテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。)もしくは操業開始の時のいずれか早い時に始まり、保険証券記載のメンテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

#### 第2条 (引渡期日の延長)

- (1) 普通約款第3章第2条(保険期間の延長)(1)の規定にかかわらず、保険の目的の引渡しの際が保険証券記載の引渡期日(以下「引渡期日」といいます。)後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、その都度、引渡期日到来前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、引渡期日の延期および保険期間の延長につき承認の請求をしなければなりません。
- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、延長後の保険料と延長前の保険料の差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 普通約款第3章第2条(保険期間の延長)(3)の規定にかかわらず、当社が(2)の追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、延期前の引渡期日から追加保険料領収または延期後の引渡期日到来のいずれか早い時までの間に発生した事故によって、引渡期日が延期となる保険の目的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、個別引渡しの場合は、当社は、個別に引き渡される保険の目的ごとにこの規定を適用します。
- (4) 総括契約に関する特約条項が付帯される保険契約の場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、当社は、普通約款第2章第2条(保険金を支払わない場合)およびこの保険契約に付帯された特約条項に定める保険金を支払わない損害のほか、次の①から④までのいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
- ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった引渡しの完了した保険の目的の組立作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- ③ 消耗、摩耗、腐食、侵食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害
- ④ 第1条(保険金を支払う場合)(2)に定めるメンテナンス期間終了後30日以内に普通約款第3章第15条(損害発生後の措置)(1)に定める通知が行われなかった損害

(2) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第1条(保険金を支払う場合)(1)③によって生じた火災または爆発による事故
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 暴風雨、高潮、洪水、<sup>SA</sup>氾濫、落雷、冷害、氷害、雪害またはこれらに類似的自然変象
- (3) 当社は、この特約条項で保険金を支払う損害が生じた場合、その損害が生じた機械、機

械設備または装置（以下「機器」といいます。）およびこれらと同種、同能力の機器について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条（被保険者自己負担額）

この特約条項にかかわる被保険者自己負担額は、損害の額の20%または保険証券記載の額のいずれか高い額とします。

#### 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## 37 航空貨物運賃担保特約条項

#### 第1条（損害の額の算定）

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)①に掲げる物および⑤の工事事務材料について生じた航空貨物輸送運賃を、普通約款第2章第5条(1)に規定する復旧費に算入するものとします。

#### 第2条（復旧費算入額から差し引く額）

前条の規定に基づき、復旧費に算入される額は、保険証券記載の額を限度として、前条の航空貨物輸送運賃からその20%相当額を差し引いた額とします。

#### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 40 クリーニング作業に関する特約条項

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める保険金を支払わない損害のほか、保険の目的であるタンクのクリーニング作業期間中において保険の目的に生じた火災、破裂および爆発による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 41 港湾・海岸工事に関する特約条項

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める保険金を支払わない損害のほか、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
- ② 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ③ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ④ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 42 特定台風危険不担保特約条項

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める保険金を支払わない損害のほか、保険証券記載の台風に起因する事故によって保険の目的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 45 リフォーム工事・設備工事総合保険特約条項

### 第1章 工事物件追加補償条項

#### 第1条（工事事務等物の損害の額の算定）

当会社は、この特約条項により、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(2)または(3)の規定にかかわらず、請負金額に損料または償却費を計上した工事事務等物、工事事務設備物、工事事務建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の保険価額により損害の額を算出します。この場合において、損害が生じた保険の目的を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{復旧費} - \text{増加した場合は、その増加額（注）} = \text{損害の額}$$

#### （注） 増加額

保険の目的が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の目的の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の目的が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の目的の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

#### 第2条（費用保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約条項により、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により保険金を支払う場合において、損害を受けた保険の目的の復旧のために、その保険の目的以外の物の取りこわしが必要となる場合において、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用（以下「原状復旧費用」といいます。）に対して、原状復旧費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この特約条項により、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により保険金を支払う場合において、損害を受けた保険の目的である工事の目的物の残存物、およびその復旧のために、その保険の目的である工事の目的物以外の物の取りこわしにより生じた残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および撤出費用のうち、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれない費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、この特約条項により、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により保険金を支払う場合において、保険の目的が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

#### 第3条（費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、1回の事故につき300万円を限度とし、原状復旧費用の額を前条(1)の原状復旧費用保険金として、支払います。
- (2) 当会社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を前条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (3) 当会社は、前条(3)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

$$\text{普通約款第2章第6条（保} \times \text{支払割合（20\%）} = \text{臨時費用保険金の額} \\ \text{険金の支払額）の保険金}$$

- (4) 当会社は、(1)から(3)までの規定によってそれぞれ支払うべき原状復旧費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および臨時費用保険金と普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の保険金との合計額がその工事の保険金額を超える場合でも、これらの費用保険金を支払います。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（注1）がある場合において、支払責任額（注2）の合計額が、1回の事故につき、前条に規定される費用保険金の種類ごとに前条の規定による支払額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を費用保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から費用保険金または共済金が支払われていない場合  
この章により支払われる保険金の支払責任額（注2）
  - ② 他の保険契約等から費用保険金または共済金が支払われた場合  
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額（注2）を限度とします。

前条の規定による支払額 × 他の保険契約等から支払われた費用保険金の額 = 費用保険金の額

- (2) (1)の場合において、第2条（費用保険金を支払う場合）(2)の残存物取片づけ費用保険金および同条(3)の臨時費用保険金についての支払責任額（注2）を算出するにあたって、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用して算出した額とします。
- (3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)または(2)の規定をおのの別に適用します。
- (注1) 他の保険契約等  
この特約条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。
- (注2) 支払責任額  
他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき費用保険金または共済金の額をいいます。

## 第2章 賠償責任補償条項

### 第1節 補償条項

#### 第1条（賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）における組立工事（この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の目的から除外された工事は含まず、保険の目的の工事に付随して行われる解体工事、撤去工事を含まず。以下同様とします。）の遂行または組立工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用または管理する施設もしくは設備に起因する偶然な事故（以下「事故」といいます。）により発生した他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下、同様とします。）または財物の滅失、損傷または汚損（以下「損壊」といいます。）につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、普通約款およびこの特約条項に従い、賠償責任保険金を支払います。

#### 第2条（被保険者の範囲）

- (1) この章における被保険者は、次の①から④までに掲げる者としします。
- ① 保険証券記載の被保険者
  - ② 保険証券記載の被保険者の下請負人
  - ③ ①または②の使用人
  - ④ 保険証券記載の工事の発注者
- (2) この章の規定は、次条の規定に反しないかぎり、被保険者間において別個にこれを適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

#### 第3条（賠償責任保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(2)各号に掲げる事由により生じた賠償責任のほか、次の①から⑨までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者の故意に起因する賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 保険証券記載の被保険者またはその下請負人およびそれらの使用人が、工事に従事中に被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ④ 次のア. からウ. までの他人の財物の損壊につき、その財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任  
ア. 被保険者が借用（注1）している財物  
イ. 次の(ア)および(イ)に掲げる資材等の財物  
（イ）組立工事に用いる材料または部品（注2）  
（イ）組立工事によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備（注3）  
ウ. 保険証券記載の被保険者によって、または保険証券記載の被保険者のために保険証券記載の被保険者以外の者によって行われる組立工事の作業（注4）の対象物であって、被保険者の所有、使用または管理する敷地内（注5）にある財物
- ⑤ 保険証券記載の被保険者が所有または借用する財物
- ⑥ 保険証券記載の被保険者の下請負人の使用人が、その下請負人の所有または借用している財物に発生した財物の損壊に対し負担する賠償責任

- ⑦ 普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)に掲げる物に発生した財物の損壊に対し負担する賠償責任
  - ⑧ 排水または排気（煙を含みます。以下同様とします。）に起因する賠償責任。ただし、急激かつ突発的な事故による排水または排気に起因する場合は除きます。
  - ⑨ 屋根、扉、窓、通風筒その他これらに類する物から入る雨、雪、霽によって生じた財物の損壊に起因する賠償責任
  - ⑩ 塵埃または騒音に起因する賠償責任
  - ⑪ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のア. からウ. までのいずれかに該当する事故に起因する他人の財物の損壊について負担する賠償責任  
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊  
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物（注6）、その収容物または土地の損壊  
ウ. 地下水の増減
  - ⑫ 航空機、船舶または自動車の所有、使用もしくは管理（注7）に起因する賠償責任。ただし、工事現場における建設用工作車（別表に記載の自動車をいいます。以下同様とします。）の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任は除きます。
  - ⑬ 工事の目的物の引渡し（注8）または工事の放棄の後のその結果（注9）に起因して負担する賠償責任
  - ⑭ 盗難、紛失、詐欺または横領に起因して負担する賠償責任
  - ⑮ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任および石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任
- (注1) 借用  
所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
- (注2) 材料または部品  
既に使用された物を含みます。
- (注3) 装置もしくは設備  
既に据え付けられた、または組み立てられた物を含みます。
- (注4) 組立工事の作業  
加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
- (注5) 敷地内  
業務の通常の過程として、一時的に敷地外にある場合は敷地内にあるものとみなします。
- (注6) 構築物  
基礎および付属物を含みます。
- (注7) 自動車の所有、使用または管理  
貨物の積み込みまたは積み卸し作業を除きます。
- (注8) 引渡し  
引渡しを要しない場合には、その工事の完成をいいます。
- (注9) 工事の放棄の後のその結果  
被保険者が工事現場に放置または遺棄した機械、装置または資材は工事の結果とみなしません。

#### 第4条（支払保険金の範囲）

当会社が第1条（賠償責任保険金を支払う場合）の規定より支払う賠償責任保険金の範囲は、次の①から⑨までに掲げる損害に対するものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う賠償金（判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。以下「損害賠償金」といいます。）
- ② 事故が発生した場合において、第7条（事故の発生）(1)③に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に賠償責任が無いと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条（事故の発生）(1)②の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ⑤ 賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉

に要した費用

- ⑥ 賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑦ 第8条（損害賠償請求解決のための協力）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用

#### 第5条（賠償責任保険金の支払額）

(1) 当会社が1回の事故につき支払うべき賠償責任保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額から、保険証券記載の賠償責任にかかる自己負担額を差し引いた額。ただし、保険証券記載の賠償責任にかかる保険金額（以下この章において「保険金額」といいます。）を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、前条⑤および⑥の費用は、前条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条⑤および⑥の費用に} = \text{前条⑤および⑥の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金の額}}$$

(2) (1)の規定に従いながら、次の①または②に掲げる損害について支払う賠償責任保険金の額は、次の①および②の合計で、1回の事故につき1,000万円を限度とします。

- ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董（こつどう）（注）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物の損壊に起因する賠償責任
- ② 塗料または塗装用材料の飛散または拡散によって生じた財物の損壊に起因する賠償責任（注）  
骨董  
希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を賠償責任保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この章により支払われる保険金の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この特約条項の支払責任額（注1）を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、第3条（賠償責任保険金を支払わない場合）⑩のただし書きの規定により当会社が賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車（注3）を対象として自賠責保険契約等（注4）が締結されるべきもしくは締結しているとき、または自動車保険契約等（注5）が締結されているときは、当会社は、損害の額（注2）が自動車保険金の額（注6）を超過する場合に限り、その超過額に対して賠償責任保険金を支払います。

(3) (2)の場合において、第5条（賠償責任保険金の支払額）(1)①の規定中「自己負担額」とあるのは「免責金額または自動車保険金の額のいずれか大きい額」と読み替えて適用します。

- (注1) 支払責任額  
他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額  
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (注3) 建設用工作車  
別表記載の自動車をいいます。
- (注4) 自賠責保険契約等  
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済契約を含みます。
- (注5) 自動車保険契約等  
自動車保険契約または自動車共済契約をいいます。
- (注6) 自動車保険金の額  
自賠責保険契約等（注4）および自動車保険契約等（注5）によって支払われるべき金額の合計額をいいます。

## 第2節 基本条項

### 第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（賠償責任保険金を支払う場合）の他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までの「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払いません。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次のア、およびイ、の事項を、ただちに電話または電信によるほか、書面で当会社に通知すること。 ア、事故発生の日時および場所、被害者の住所、氏名、年齢および職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所および氏名 イ、損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの義務に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 被保険者が他人に対して、損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大を防止するため必要な措置を講ずること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求（注1）の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）について訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの義務に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または身体の障害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求  
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容  
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

### 第8条（損害賠償請求解決のための協力）

(1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、賠償責任保険金を支払います。

### 第9条（保険金請求の手続）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第4条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 第4条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時

(2) 被保険者が第4条（支払保険金の範囲）に規定する各種保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
  - ② 被保険者が賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
  - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
  - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
  - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第10条（保険金の支払）

- (1) 当社は、普通約款第3章第20条（保険金の支払時期）の規定にかかわらず、第1条（賠償責任保険金を支払う場合）の規定により支払う賠償責任保険金については、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が賠償責任保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、支払います。
- ① 賠償責任保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 賠償責任保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、賠償責任保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 賠償責任保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき賠償責任保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、賠償責任保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑥までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

⑥ 損害賠償請求の内容または根拠が判例または他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から⑥までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日
---	------

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に賠償責任保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができず。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- (注1) 請求完了日  
被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数  
①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会  
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第11条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれか低い額を限度とします。
- ① 当社が損害の額を賠償責任保険金として支払った場合は、次のア、またはイ、のいずれか低い額  
ア. 支払った賠償責任保険金の額  
イ. 被保険者が取得した債権の全額
  - ② 当社が損害の一部を賠償責任保険金として支払った場合は、次のア、またはイ、のいずれか低い額  
ア. 支払った賠償責任保険金の額  
イ. 被保険者が取得した債権の額から損害の額のうち賠償責任保険金が支払われていない額を差し引いた額
- (2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権  
当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第12条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、損害賠償金に対する保険金（注2）の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金（注2）を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金（注2）の支払を請求することができる場合を除きます。

- (注1) 保険金請求権  
第1条(賠償責任保険金を支払う場合)の賠償責任保険金に対する保険金請求権に  
限ります。
- (注2) 保険金  
第4条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金をいいます。

### 第13条(読替規定)

この章については、下表の「読み替え前の規定」を「読み替え後の規定」との読み替えて適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 普通約款第3章第3条(告知義務)(3)③中の「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に」	「事故が生じる前に」
② 普通約款第3章第3条(告知義務)(5)中の「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した後に」	「事故が生じた後に」
③ 普通約款第3章第4条(通知義務)(4)中の「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害」	「事故」
④ 普通約款第3章第8条(重大事由による解除)(3)中の「第2章第1条の事故による損害」	「事故による損害」
⑤ 普通約款第3章第10条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)および(4)「第2章第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害」	

## 第3章 基本条項

### 第1条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約条項もまた無効とします。
- (2) この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約条項も同時に終了するものとします。

### 第2条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 別表

次の①から⑥までに掲げるものを建設用工作車とします。

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリアール)、ロードローラー、除雪用スノープラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモビル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー
- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
- ⑤ 前記①から④までを牽引(けんいん)するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ タナローカー
- ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモビル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
- ⑧ その他①から⑦までに類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。

## 64 保険料の確定に関する特約条項

### 第1条(確定精算の省略)

この特約条項が付帯された保険契約においては、総括契約に関する特約条項(以下「総括特約」といいます。)第8条(確定保険料および保険料の精算)に規定する確定保険料の計算および保険料の精算を行わないものとします。

### 第2条(対象工事)

総括特約第1条(総則)において、「着工する」とあるのを、「行う」と読み替えて適用するものとします。

### 第3条(保険責任期間)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、総括特約第2条(保険責任期間)の規定を適用しません。

- (2) 当会社の保険責任は、対象工事ごとに、その工事の着工の時(工事用材および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時)に始まるものとします。ただし、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が開始した時(以下「保険始期」といいます。)において既に着工されている工事については、保険始期に保険責任が始まるものとします。
- (3) 当会社の保険責任は、対象工事ごとに、その工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時)に終わるものとします。ただし、保険期間が終了した時(以下「保険終期」といいます。)においても継続している工事については、保険終期に保険責任が終わるものとします。
- (4) この特約条項が付帯された保険契約が解除の場合は、総括特約第9条(確定保険料および保険料の精算の特則一解除の場合)の規定にかかわらず、当会社の保険責任の終期は(3)に定める時または解除の時のいずれか早い時とします。

### 第4条(保険金額)

総括特約第3条(保険金額)の規定にかかわらず、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)における保険金額は、対象工事ごとに、請負契約金額によって定めます。

### 第5条(総保険金額)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、総括特約第4条(暫定保険金額)の規定を適用しません。
- (2) 保険契約締結時において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高(消費税を含んだ金額とします。)を総保険金額とします。

### 第6条(保険料)

- (1) 総括特約第5条(暫定保険料)(1)の規定にかかわらず、前条に規定する総保険金額に基づき、所定の保険料を計算し、保険契約者はこれを当会社に支払うものとします。
- (2) 同条(2)および第3条(保険責任期間)(2)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第7条(通知)

この特約条項が付帯された保険契約においては、総括特約第6条(通知)および総括特約第7条(通知の遅滞・脱漏)の規定を適用しません。

### 第8条(保険料の返還)

総括特約第9条(確定保険料および保険料の精算の特則一解除の場合)の規定にかかわらず、保険契約が解除の場合は、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{解除前の保険料} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{12} \right)$$

(注) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

### 第9条(保険金の支払額)

- (1) 保険証券記載の総保険金額が、実際の完成工事高より低い場合は、当会社は、この保険契約によって支払うすべての保険金を次の算式によって算出し、支払います。

$$\text{この保険契約によって支払うべき保険金の額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

- (2) (1)の場合において、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約がある場合は、(1)の規定を適用しません。またこの場合、次の①および②のそれぞれの金額を、次の算式によって算出した金額に置き換えて、それぞれの規定を適用します。

$$\text{次の①および②のそれぞれの金額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

- ① 普通約款第2章第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)における「支払責任額」(ただし、この保険契約によって支払うものにすぎず。)
- ② 普通約款第2章第7条(2)における「前条の規定により算出された保険金の額」

### 第10条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 65 被保険者に関する特約条項(1)

### 第1条(被保険者の範囲)

この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。

- ① 保険証券記載の施工者
- ② ①のすべての下請負人
- ③ 保険証券記載の工事の発注者
- ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。）
- ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
- ⑥ 保険証券記載の被保険者（ただし、①から⑤までの者を除きます。）

#### 第2条（保険金の請求手続）

当会社が前条の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能な限りその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

#### 第3条（求償権の不行使）

当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が第1条（被保険者の範囲）①から⑥までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

#### 第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、組立保険普通保険約款の規定を準用します。

## 67 テロ危険等不担保特約条項

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずテロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。）によって、またはテロ行為の結果として生じた損害、損失、費用もしくは身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（適用の範囲）

前条の規定にかかわらず、普通約款に規定する保険金額に該当する保険証券記載の額（総括契約に関する特約条項が付帯されている場合は、その特約条項に規定する保険金額をいいます。）が15億円未満の場合は、前条(1)の規定は適用しません。

#### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## CY サイバー攻撃等不担保特約条項

#### 第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
悪意のあるコード	コンピュータウイルス、トロイの木馬、キーロガー、スパイウェア、アドウェア、ワーム、ロジックボム等の有害なソフトウェアコードをいいます。
コンピュータシステム	コンピュータ、無線・モバイル通信機器、入力・出力機器、データ記憶機器等のハードウェアまたはソフトウェアをいい、これらをつなぐ通信回線を含みます。

サイバー攻撃等	次の①から⑥に掲げる行為が実施されることをいいます。 ① コンピュータシステム上の電子データまたはソフトウェアの盗難、改ざんまたは破壊 ② コンピュータシステムに対する不正なアクセスおよび使用等 ③ コンピュータシステムに対するDoS攻撃またはそのアクセスの制限もしくは禁止 ④ コンピュータシステムへの悪意のあるコードの送信 ⑤ その他①から④に類似する行為
ソフトウェア	コンピュータシステムに対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、電子データを含みません。
電子データ	電子的方式で記録または保存された情報をいいます。
DoS攻撃	コンピュータシステムがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、コンピュータシステムに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
不正なアクセスおよび使用等	次の①または②をいいます。 ① コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより許可されていない方法によるコンピュータシステムへのアクセス ② コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムの使用またはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより意図された目的以外でのコンピュータシステムの使用

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

#### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 69 総括契約に関する特約条項

#### 第1条（総則）

(1) 保険契約者は、保険契約者が、保険期間内に着工する保険証券記載の工事（(2)に規定する工事を除きます。以下「対象工事」といいます。）のすべてを、当会社の組立保険に付し、当会社は組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および第11条（特約条項）に定める特約条項ならびにこの特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) 次の①から⑥までに掲げる工事は、この特約条項の対象から除外するものとします。

- ① 保険金額が30億円を超える工事
- ② 解体、撤去、分解または取片づけ工事のみを施工する工事
- ③ 土木工事を主体とする工事
- ④ 日本国外で行われる工事
- ⑤ 保険証券記載の除外工事

#### 第2条（保険責任期間）

(1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、第6条（通知）に定める通知書（以下「通知書」といいます。）記載の工事ごとに、通知書記載の工事期間（以下「工事期間」といいます。）の初日に始まり、ただし、工事期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材についての当会社の保険責任は、第11条（特約条項）に定める特約条項で別に定める場合を除き、工事現場において輸送用具からその荷卸し完了した時に始まり、

(2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、第11条（特約条項）に定める特約条項で別に定める場合を除き、通知書記載の工事ごとに、その工事期間の末日の午後12時またはその工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。）も

しくは操業開始の時のいずれか早い時に終わります。

- (3) 通知書記載の工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後も(2)の終期まで継続するものとします。

### 第3条 (保険金額)

保険金額は、通知書記載の工事ごとに、普通約款第2章第4条(保険金額)に規定する保険金額によって定めます。

### 第4条 (暫定保険金額)

保険期間内に着工が予定される対象工事の保険金額の総額を暫定保険金額とします。

### 第5条 (暫定保険料)

- (1) 前条に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第3章第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第6条 (通知)

- (1) 保険契約者は、取りまとめ期間中に着工された対象工事について、保険証券記載の日を締切日として、次の①から⑥までに掲げる事項を所定の通知書により通知締切日後の保険証券記載の日数以内に当会社に通知しなければなりません。

- ① 工事名または工事内容
- ② 発注者名
- ③ 工事現場
- ④ 構造
- ⑤ 工事期間
- ⑥ 保険金額

- (2) (1)の取りまとめ期間は、保険証券記載の通知方式に基づき、次の①または②により定めます。

- ① 保険証券記載の通知方式が毎月通知の場合は、保険証券記載の通知締切日における締切日前1か月間
- ② 保険証券記載の通知方式が期末一括通知の場合は、保険期間

- (3) (1)に定める通知書に記載した事項につき変更を生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。
- (4) 保険期間開始後(1)の通知をすべき日までの間に対象工事に事故が発生した場合は、(1)にかかわらず、保険契約者は、直ちにその工事について(1)に定める事項を所定の通知書により当会社に通知しなければなりません。

### 第7条 (通知の遅滞・脱漏)

- (1) 前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は、遅滞または脱漏のあった対象工事にかかわる保険の目的について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その対象工事について直ちに前条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合はこの規定を適用しません。
- (2) 前条の通知の脱漏があった場合は、保険期間の終了後であっても、保険契約者は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとします。

### 第8条 (確定保険料および保険料の精算)

- (1) 保険期間の開始後、保険証券記載の保険料精算期間(以下、「保険料精算期間」といいます。)終了後通知書に基づき確定保険料を計算し、保険契約者は、これを遅滞なく当会社に支払うものとします。
- (2) 第5条(暫定保険料)の暫定保険料と、(1)の確定保険料との間で、その差額を精算します。ただし、保険料精算期間が12か月未満の場合は、最終の保険料精算期間に対する確定保険料との間で、その差額を精算します。
- (3) 確定保険料支払後に通知書の記載内容に変更があり、確定保険料の変更の必要が生じた場合は、その都度遅滞なく変更前の確定保険料と変更後の確定保険料との差額を精算するものとします。

### 第9条 (確定保険料および保険料の精算の特則—解除の場合)

- (1) この特約条項による保険契約が解除の場合は、前条に規定する精算の方法に準じて、解除した時点で保険料の精算を行うものとします。
- (2) 普通約款の規定により、当会社がこの特約条項による保険契約を解除した場合、当会社の保険責任の終期は、通知書記載の対象工事ごとに、第2条(保険責任期間)(2)に定める時または解除の時のいずれか早い時とします。
- (3) (1)および(2)において、第11条(特約条項)に定める特約条項の規定に別の定めがあるときは、その規定に従うものとします。

### 第10条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、それぞれの対象工事につき、通知書記載の保険金額を超えては、保険金を支払いません。
- (2) 通知書記載の保険金額が第3条(保険金額)に定める保険金額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって保険金を削減します。
- (3) 保険証券記載の自己負担額は、対象工事ごとに1回の事故につき適用されるものとします。

### 第11条 (特約条項)

- (1) この特約条項による保険契約には、保険証券記載の特約条項が付帯されるものとします。
- (2) (1)に掲げる特約条項と異なる特約条項については、対象工事ごとに、保険契約者が着工前に書面をもって当会社に通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合にかけり、これを付帯できるものとします。

### 第12条 (帳簿の閲覧)

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

### 第13条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 70 復旧費単価上昇担保特約条項

### 第1条 (損害の額の算定)

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2章第5条(損害の額の算定)(2)の規定にかかわらず、同条(1)に規定する復旧費について、保険の目的に損害が発生した地および時における積算単価(物価上昇による差額および資材等の再購入単価の増額分を加味した単価)または労務費が請負金額記載の積算単価を超える場合には、請負金額記載の積算単価ではなく、保険の目的に損害が発生した地および時における積算単価を基礎として算出します。ただし、費目ごとに、請負金額記載の積算単価の保険証券記載の割合を限度とします。
- (2) (1)の復旧費の算定にあたり、物価上昇および労務費の影響については日本国の公的機関の公表する指数を基準とします。

### 第2条 (残存物がある場合の損害の額の算定)

この特約条項に従い、普通約款第2章第5条(損害の額の算定)(5)の規定中、「(1)から(4)まで」とあるのを「(1)から(4)までおよび復旧費単価上昇担保特約条項第1条(損害の額の算定)」と読み替えます。

### 第3条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 71 求償権不行使に関する特約条項

### 第1条 (求償権の不行使)

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3章第17条(代位)の規定にかかわらず、損害に対して保険金を支払うことによって被保険者より当会社に移転した保険証券記載の者に対する求償権については、これを行使しないものとします。ただし、その損害がこれらの者の故意または重大な過失によって生じたものである場合はこの規定を適用しません。

### 第2条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## 共同保険に関する特約条項

### 第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑥までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 契約内容の変更の承認または保険契約の解除

- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の際に通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 保険料分割払特約条項（大口）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

### 第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までにその払込みを怠らなければなりません。ただし、当社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う際の最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

### 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

### 第4条（追加保険料の分割払）

当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当社が保険料の請求を行った日以後到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

### 第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌

月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 同条の表の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が発生した時
- (4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、

### 第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

### 第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第3章第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第3章第4条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料を変更する必要がある場合	
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

④	この保険契約が解除（注）となった場合（注）解除前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合を除きます。	既に払い込まれた保険料と解除の日までの期間に対する保険料（注）との差額を返還または請求します。 （注）解除の日までの期間に対する保険料 この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

#### 第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 保険料分割払特約条項（一般）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当社の定める期日を行い、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

#### 第1条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

#### 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第3条（保険料の払込方法に関する特則）

(1) 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

#### 第4条（第2回以降の分割保険料不払の場合の特則）

(1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回以降の分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回以降の分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回以降の分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の真に帰すべき事由による場合を除きます。

(2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

#### 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がな

かったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

#### 第6条（第2回以降の分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだとみなし、その事故に対する保険金を支払います。

#### 第7条（追加保険料の払込み）

(1) 当社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- ① 同条の表の①に該当する場合は、保険期間の初日
  - ② 同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が発生した時
- (4) 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

#### 第8条（分割保険料不払の場合の解除）

(1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

#### 第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第3章第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第3章第4条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料を変更する必要がある場合	
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	
④	この保険契約が解除（注）となった場合（注）解除前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合を除きます。	既に払い込まれた保険料と解除の日までの期間に対する保険料（注）との差額を返還または請求します。 （注）解除の日までの期間に対する保険料この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

#### 第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 初回保険料の口座振替に関する特約条項

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。

### 第2条（この特約が付帯される条件）

この特約は、この保険契約の締結が、保険期間の初日の前日までになされている場合で、保険契約締結の際に、保険契約者が、書面をもってこの特約の付帯を申し出て、当社がこれを承認したときに付帯されます。

### 第3条（初回保険料の払込方法）

保険契約者は、初回保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。

- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

### 第4条（初回保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この特約により、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込み

を怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第5条（初回保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、この特約が付帯された普通保険約款および付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

### 第6条（保険料領収前事故の特例）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が初回保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

### 第7条（初回保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料を返還します。

### 第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

— ヌ      毛 —

— ヌ      毛 —

— ヌ      毛 —

— ヌ      毛 —

— ヌ      毛 —

— ヌ      毛 —



◆おかけ間違いにご注意ください。

### 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

**【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110**

<受付時間> 24時間365日

### 損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。  
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトから承ります。

**【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/contact>**

(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。



### そんぽADRセンター

#### ●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】**

電話番号 **03-4332-5241**（全国共通）

<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

## 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>